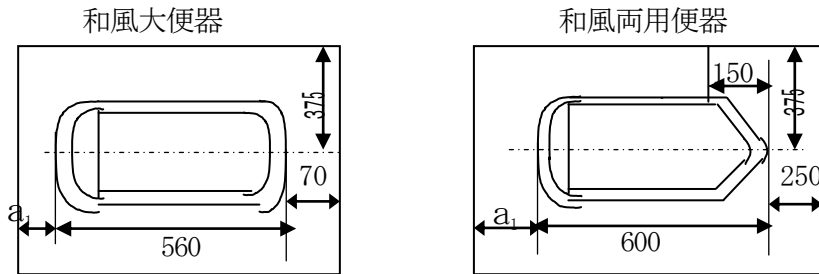


# 興行場構造等基準

項 目		基 準	根 拠									
換 気 設 備	機械換気設備	観覧場には、機械換気設備を設ける	条 5-1									
	外気取入口	自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れない位置	区規 8-1-2									
	換 気 方 法 (観覧場)	床面積 400 m <sup>2</sup> 超又は地下の場合：第1種換気設備(給気及び排気用送風機)	条 5-3-1									
		床面積 150 m <sup>2</sup> 超 400 m <sup>2</sup> 以下の場合：第1又は第2種換気設備(給気用送風機)	条 5-3-2									
	床面積 150 m <sup>2</sup> 以下の場合：第1、2又は第3種換気設備(排気用送風機)	条 5-3-3										
	外気供給量	床面積 1 m <sup>2</sup> ごとに、毎時 75 m <sup>3</sup> 以上の能力 ただし、温湿度調整装置が有る場合は毎時 25 m <sup>3</sup> 以上の能力	区規 8-1-1									
照 明 設 備	観 覧 場	200 ルクス以上（高さ 0.8 m）の設備 ただし、専ら観劇・観覧等の用に供し、衛生上支障無い場合は適用除外 映写又は演技中は、常に 0.2 ルクス以上（床面）の設備	条 6-1-1、指導 条 6-1-4、指導									
	そ の 他	20 ルクス以上の設備	条 6-1-2									
	観覧場、廊下、 階段、出入口	他の電源による補助照明設備	条 6-1-3									
防湿構造		床面の高さが直下の地面から45cm未満である場合は、床面をコンクリート等の不透水性材料	条 7-1-1									
		雨水、わき水及び雑排水等を衛生的に排出できる	条 7-1-2									
便 所	場 所	各階ごとに男女別に区画し表示。ただし、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、公衆衛生上支障がないと認める場合は各階設置不要。	条 8-1-1 区規 9									
	方 式	くみ取り便所は不可	条 8-1-2									
	便 器	陶磁器等堅固で衛生的なもの	条 8-1-3									
	手洗い装置	流水式装置を設ける	区規 10-1-6									
	換 気	専用の換気設備(外気に接する開口部があるものを除く)	条 8-1-4									
	便 器 数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">観覧場床面積の合計</th> <th style="width: 50%;">便器の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 m<sup>2</sup>以下の部分</td> <td>15 m<sup>2</sup>ごとに 1 個以上</td> </tr> <tr> <td>300 m<sup>2</sup>超 600 m<sup>2</sup>以下の部分</td> <td>20 m<sup>2</sup>ごとに 1 個以上</td> </tr> <tr> <td>600 m<sup>2</sup>超 900 m<sup>2</sup>以下の部分</td> <td>30 m<sup>2</sup>ごとに 1 個以上</td> </tr> <tr> <td>900 m<sup>2</sup>超</td> <td>60 m<sup>2</sup>ごとに 1 個以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>複数の興行場が便所を共用する場合における上表の規定の適用については、同表中「観覧場床面積の合計」とあるのは、「複数の興行場について、観覧場床面積の合計の大きなものから順に、3分の2に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)の興行場を選択し、当該選択した興行場の観覧場床面積の合計」とする。</p> <p>男子用と女子用の比率は、ほぼ同数とし、男子用小便器5以内ごとに、男子用大便器1を設けること。ただし、男女の比率は興行場の種類、規模又は用途により変更することができる。</p>	観覧場床面積の合計	便器の数	300 m <sup>2</sup> 以下の部分	15 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上	300 m <sup>2</sup> 超 600 m <sup>2</sup> 以下の部分	20 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上	600 m <sup>2</sup> 超 900 m <sup>2</sup> 以下の部分	30 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上	900 m <sup>2</sup> 超	60 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上
観覧場床面積の合計	便器の数											
300 m <sup>2</sup> 以下の部分	15 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上											
300 m <sup>2</sup> 超 600 m <sup>2</sup> 以下の部分	20 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上											
600 m <sup>2</sup> 超 900 m <sup>2</sup> 以下の部分	30 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上											
900 m <sup>2</sup> 超	60 m <sup>2</sup> ごとに 1 個以上											
便器回り	便器回りの幅員 別表の基準以上	区規 10-1-5										
煙	全面禁煙	興行場内での喫煙を禁止し、その旨を表示する場合には設置不要	条 9									
	場 所	観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示	条 9-1-1									

	構造	喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造	条 9-1-2
	換気	専用の換気設備	条 9-1-3
飲食物販売施設		飲食物の陳列・販売施設は、便所付近の設置禁止。 ただし、便所に十分な防臭及び防音装置を設けたり、前室等が設置してある場合は、この限りではない。	条 10 指導
その他		相当数のごみ箱の設置	区規 12-1-5

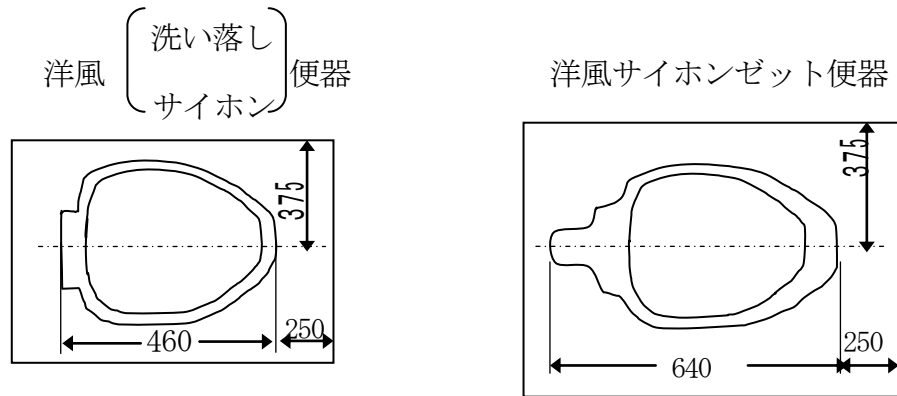
別表 和風及び洋風便器等の便器回りの基準



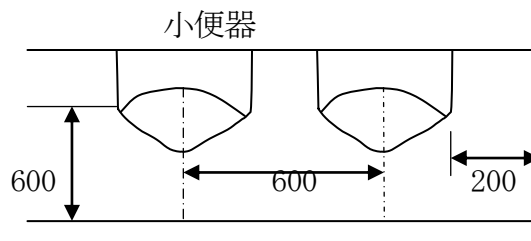
a<sub>1</sub>の寸法

種別	寸法 [ミリメートル]
側壁洗浄弁	150
側床洗浄弁	
前壁洗浄弁	
前床洗浄弁	175
隅付きロータンク	
ハイタンク	200
サイホンゼット大便器	

和風便器回りの寸法 [ミリメートル]



洋風大便器回りの寸法 [単位 ミリメートル]



小便器回りの寸法 [単位 ミリメートル]

根拠条例等

大田区興行場に関する条例 (条)

大田区興行場に関する条例施行規則 (区規)